

旧優生保護法違憲判決を受けて問題の全面解決と早期救済を求める意見書（案）

本年7月3日、最高裁判所大法廷で、旧優生保護法に基づき実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟5件の上告審において、除斥期間の適用を制限し、被害者による賠償請求の道を開く判決を言い渡した。

本判決は、旧優生保護法や強制不妊手術の実施が憲法に反することを明示した。

旧優生保護法は、「不良な子孫の出生を防止する」ことを法の目的とし、1948年に成立後1996年に母体保護法に改正されるまで実に48年間にわたり被害者を出し続けてきた。

全国に2万5000人以上いると推察される被害者のうち、訴訟を提起に至ったのは、わずか39人であり、うち6人が訴訟中に死亡した。これは、未だに被害を受けたことを明かせずにいる人が多数存在することを意味している。

旧優生保護法下で実施された強制不妊手術に関しては、2019年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立したが、同法に基づく一時金の申請件数は、2024年5月5日現在でわずか1326人に過ぎない。被害者らは高齢であり、1日も早い救済が求められる。

最高裁判所違憲判決を受けて、国は旧優生保護法の被害について真摯に反省し、1人でも多くの被害の人権回復が図られるよう全面的な解決を図るべきである。

よって、国会・政府においては、被害に見合う賠償額にすることとともに、問題の全面解決に資する法改正等の実施を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月18日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生
労働大臣、内閣官房長官